

◆平成28年度石垣市まちなか清掃員募集について

市民保健部環境課

【趣旨】街中にごみが落ちていない美しいまちづくりを推進するため、定期的な環境美化活動を実施する「まちなか清掃員」を募集します。

【応募資格】清掃員に応募できる要件は、次に掲げる要件すべてに該当する者とします。

- ①石垣市内に住所を有するもの
 - ②年齢が65歳以上のもの
 - ③年収が国民年金満額支給額未満のもの
- 右記要件の他、市長が特に必要と認めるもの

◆活動内容及び活動日時

①主要道路のうち割当箇所の歩道上及び植栽ます等に落ちているごみを拾うものとする。

②収集したごみは、所定の場所まで運び5種分別するものとする。

③その他、美しいまちづくりを推進するために市長が指定した活動。

【活動日時】毎週火曜日と金曜日の午前7時から午前9時までの間の約1時間程度。ただし、年末・年始及び祝祭日を除きます。

【報償金】1日当たり1,000円を支給します。支給日は、基本的に毎月第2・第4金曜日とし、現金を支給します。

【任期】採用決定の日から平成29年3月31日(金)まで

【申込方法】所定の応募用紙に必要事項を記入し、市民保健部環境課窓口にて申込みものとします。

【募集期間】平成28年3月28日(月)から平成28年4月8日(金)まで

(上記期間中の土・日曜及び祝祭日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

【選考及び結果の通知】資格要件等を審査の上、審査結果については後日送付します。

【採用予定数】上限25人を予定しています

【問合せ先】市民保健部環境課

☎0980-827-12805

◆土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について

総務部税務課

地方税法第416条第1項の規定により、平成28年度固定資産税の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について、左記のとおり関係者に供します。

【縦覧期間】平成28年4月1日～5月2日まで(土・日・祝日を除く)

午前8時30分～午後5時15分まで

【縦覧場所】石垣市役所税務課(窓口14番)

【縦覧できる方】石垣市内に土地・家屋を有する納税者(納税管理)人またはその代理人

【持参するもの】印鑑及び本人等を確認できる書類(運転免許証、保険証)

又は納税通知書等。代理人の場合は納税者等本人からの委任状も必要です。

【問合せ先】石垣市役所税務課資産税係

☎0980-8719043

◆平成28年度市民防災訓練について

総務部防災危機管理室

平成28年度市民防災訓練を4月24日(日)に市内全域で実施いたします。

本訓練は、自宅及び職場等から最寄りの避難場所まで避難を行い、地域の危険箇所等の確認・検証を行い、実際の災害時に迅速かつ適切な避難行動ができることを目的として実施いたします。

訓練当日には、防災無線や広報車からサイレンや訓練放送が流れます。

また、携帯電話には訓練メールが配信されますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

【問合せ先】総務部防災危機管理室

☎0980-8715533



◆旧石垣空港跡地周辺の土地所有者の皆様へ

総務部防災危機管理室

旧石垣空港跡地は、旧海軍飛行場として使用されていたため、未だに多くの不発弾が取り残されていると懸念されます。

今後、県立八重山病院建設後に、周辺で不発弾等が発見された場合、安全の確保や郡内医療体制の機能保持が保たれなくなる状況が危惧されております。

つきましては、沖縄県が実施している「広域探査発掘加速化事業(不発弾等磁気探査事業)」が、個人負担無しで申請できますので、ご検討のほどよろしく願います。

【問合せ先】総務部防災危機管理室

☎0980-8715533

◆消費生活無料相談のご案内

市民保健部市民生活課

消費生活に関する相談(詐欺、多重債務、ご近所トラブル等)について、専門相談員及び司法書士による無料相談を行います。

【相談日】

●消費生活相談員

毎週火・木曜日

●司法書士

毎週金曜日

(但し、「5月(消費者月間)、祝日、年末年始(慰霊の日)」を除く)

【時間】午後一時～午後五時まで

【相談時間】一件当たり30分～1時間程度

【相談会場】石垣市健康福祉センター1階奥にある相談室

※当日は、右の看板が掲示されている場所の近くでお待ちください。

※相談に関しては、直接会場へお越しください。また、相談内容に関する資料などがありましたら、お持ちください。

【問合せ先】市民保健部 市民生活課

☎0980-827-1253

1人でも乳幼児を保育する(預かる)事業を行う方へ 都道府県知事等への届出が必要になります!

これから保育を目的とする施設の開設をお考えの方へ

○届出対象となる1日に保育する乳幼児の数

6人以上

改正

1人以上

これまでは1日に保育する乳幼児の数が6人以上の認可外保育施設や認可外の訪問型保育事業(いわゆるベビーシッター事業)を行う場合に、原則、届出が必要でしたが、平成28年4月以降は1日に保育する乳幼児の数が**1人以上**の場合に**届出が必要**となります。(ただし、臨時に設置される場合等は除きます。)

※都道府県等への届出は、平成28年1月から受け付けています。

※詳しくは、沖縄県子育て支援課/TEL:098-866-2457または石垣市児童家庭課/TEL:0980-82-1704までお問合せください。